

告示

埼玉県告示第千三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画道路一・四・一号首都圏中央連絡道路

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

狭山市大字笹井字八木、字八木上及び字沢口上の各一部

ロ 削除する土地の区域

狭山市大字根岸字東久保、大字笹井字八木、字八木前及び字西八木の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部

都市計画課

四 縦覧期間

令和二年十一月十七日から令和二年十二月一日まで